

令和2年度 活動基本方針

- 1 新たに作成・公表した全特長ビジョン2020を掲げ、その理念を広めるとともに、国連障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、学校現場における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく合理的配慮の提供など、共生社会の実現に向けた教育の在り方について、提言する。
- 2 特別支援教育の推進がインクルーシブ教育システムの構築に不可欠であることを踏まえ、全国公立幼稚園長・こども園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国特別支援学級設置学校長協会、全国特別支援教育推進連盟、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所など関係諸団体と連携・協力を強化し、共生社会の実現に向けた取り組みを推進する。
- 3 新学習指導要領が示した今後10年間の我が国の教育課程の基準に対し、改訂の理念や趣旨を踏まえ、その具現化に向けて組織的に取り組み、全会員に対して情報の周知、浸透に努めるとともに、行政等への建設的提言として取りまとめ、発信するなどを行う。
- 4 障害児・者の自立と社会参加の推進に向け、国（文部科学省、厚生労働省等）及び各都道府県の諸機関との連携を図り、教育、福祉、医療、労働などに関する施策の充実やオリンピック・パラリンピック教育（スポーツ・文化芸術等）及び生涯学習を推進するために提言を行う。
- 5 幼稚園・こども園・保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校並びに社会一般に対し、特別支援教育についての理解・啓発を行い、共生社会の実現のための基盤の確立を目指す。また、小中学校等との交流及び共同学習を推進するとともに、地域におけるセンター的機能を発揮する体制づくりを推進する。
- 6 幼稚園・こども園・保育所、小学校、中学校、高等学校の校長会等と連携し、義務教育諸学校における少人数学級の実現及び、義務教育費国庫負担制度や特別支援教育就学奨励制度、通級による指導に係る教員定数の基礎定数化の維持・拡充等の特別支援教育の充実に向けた体制整備の推進に寄与する。
- 7 特別支援教育及び特別支援学校の実態や課題をより的確に把握するため全国調査を実施し、その結果を踏まえての国や都道府県への提言を行うとともに、学校経営の在り方についての検討を進める。
- 8 近年の大規模災害の経験を踏まえ、特別支援学校の防災機能等の現状と課題を把握し、発災時、学校が安心・安全な場としての機能が維持できるよう、継続して研究する。さらに、災害にあった地区や学校に対して、義援金等の支援事業を実施、一刻も早い復旧を支援する。また、新型コロナウイルス感染症のような児童・生徒の健康や命を脅かす疾病等への対応に関する情報発信や共通理解を充実させ、安心安全な学校づくりを推進する。
- 9 特別支援学校長の経営上の多様なニーズに対して、適時な情報収集や研究の推進を図ることができるよう、本会の組織及び総会・研究大会の持ち方を改善すると共に、ホームページやメールを活用した情報提供の推進、収集した資料や研究資料等の整理のライブラリー化等、事務局機能を充実・強化する。